

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年11月1日 至 令和5年10月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 心友会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市西中央一丁目3番10号4F

(3) 設立認可年月日 平成16年 2月10日

(4) 設立登記年月日 平成16年 2月19日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	下原循環器内科クリニック	3410514347	広島県呉市西中央一丁目 3番10号4F	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
		該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
		該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年12月19日 令和3年度決算の決定・役員の改選

令和 4年 5月30日 出資持分贈与の件

令和 5年10月25日 令和5年度事業計画、予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 心友会
所在地 呉市西中央一丁目3番10号4F

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5 年 1 0 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 222,816 千円
2. 負 債 額 1,525 千円
3. 純 資 産 額 221,291 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	129,970
B 固 定 資 産	92,845
C 資 産 合 計 (A + B)	222,816
D 負 債 合 計	1,525
E 純 資 産 (C - D)	221,291

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 心友会

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市西中央一丁目3番10号-4階

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 10 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	129,970	I 流 動 負 債	1,525
II 固 定 資 産	92,845	負 債 合 計	1,525
1 有 形 固 定 資 産	14,638	純 資 産 の 部	
2 そ の 他 の 資 産	78,207	科 目	金 額
		I 出 資 金	44,000
		II 積 立 金	177,291
		純 資 産 合 計	221,291
資 産 合 計	222,816	負 債 ・ 純 資 産 合 計	222,816

様式4-2

法人名 医療法人 心友会

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市西中央一丁目3番10号-4階

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 11 月 1 日 至 令和 5 年 10 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	83,480
2 事業費用	84,148
事業損失	▲667
II 事業外収益	1,494
経常利益	827
III 特別利益	429
IV 特別損失	429
税引前当期純利益	827
法人税等	332
当期純利益	494

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 心友会

理事長 下原 康彰 殿

私は、医療法人 心友会の令和4会計年度（令和4年11月1日から令和5年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

医療法人 心友会

監事